

静岡県がんセンター局管理規程第3号

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに制定する。

平成25年3月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 齊藤 民夫

静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 静岡立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																														
<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td>(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(7)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>7 9級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ がんセンター研究職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 3級</td> <td>研究所の<u>副主任</u>の職務</td> </tr> <tr> <td>4 4級</td> <td>研究所の主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ がんセンター医療職給料表(2)級別職務区分表</p>	職務の級	職務	(略)		6 6級	(1)～(6) (略)		<u>(7)</u> (略)	7 9級	(略)	職務の級	職務	(略)		3 3級	研究所の <u>副主任</u> の職務	4 4級	研究所の主任研究員の職務	(略)		<p>別表第3 (略)</p> <p>級別職務区分表</p> <p>ア がんセンター事業職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>6 6級</td> <td>(1)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(7)</u> 専門監の職務</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(8)</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>7 8級</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ がんセンター研究職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 3級</td> <td>研究所の<u>副主任</u>研究員の職務</td> </tr> <tr> <td>4 4級</td> <td><u>(1)</u> 研究所の部長代理の職務</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(2)</u> 研究所の室長代理の職務</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(3)</u> 研究所の主任研究員の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ がんセンター医療職給料表(2)級別職務区分表</p>	職務の級	職務	(略)		6 6級	(1)～(6) (略)		<u>(7)</u> 専門監の職務		<u>(8)</u> (略)	7 8級	(略)	職務の級	職務	(略)		3 3級	研究所の <u>副主任</u> 研究員の職務	4 4級	<u>(1)</u> 研究所の部長代理の職務		<u>(2)</u> 研究所の室長代理の職務		<u>(3)</u> 研究所の主任研究員の職務	(略)	
職務の級	職務																																														
(略)																																															
6 6級	(1)～(6) (略)																																														
	<u>(7)</u> (略)																																														
7 9級	(略)																																														
職務の級	職務																																														
(略)																																															
3 3級	研究所の <u>副主任</u> の職務																																														
4 4級	研究所の主任研究員の職務																																														
(略)																																															
職務の級	職務																																														
(略)																																															
6 6級	(1)～(6) (略)																																														
	<u>(7)</u> 専門監の職務																																														
	<u>(8)</u> (略)																																														
7 8級	(略)																																														
職務の級	職務																																														
(略)																																															
3 3級	研究所の <u>副主任</u> 研究員の職務																																														
4 4級	<u>(1)</u> 研究所の部長代理の職務																																														
	<u>(2)</u> 研究所の室長代理の職務																																														
	<u>(3)</u> 研究所の主任研究員の職務																																														
(略)																																															

職務の級	職務
(略)	
5 5級	<u>困難な業務を行う副主任</u> の職務
6 6級	(1)・(2) (略) (3) <u>主査</u> の職務
7 7級	(1)～(5) (略) (6) <u>主幹</u> の職務

オ がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
4 4級	副主任の職務
5 5級	(1) (略) (2) <u>主査</u> の職務
(略)	

別表第4 (略)

ア 給料の調整額の適用区分表

職員	調整数
<u>看護師長、副看護師長、保健師の業務を行う主査、保健師、看護師及び准看護師</u>	1

イ (略)

別表第5 (略)

管理職手当支給額表

職	区分
(略)	
事務局長 (がんセンター事業職給料表適用)	<u>1種</u>
(略)	

別表第5の2 (略)

ア がんセンター事業職給料表の適用を受け

職務の級	職務
(略)	
5 5級	<u>主査</u> の職務
6 6級	(1)・(2) (略) (3) <u>専門主査</u> の職務
7 7級	(1)～(5) (略)

オ がんセンター医療職給料表(3)級別職務区分表

職務の級	職務
(略)	
4 4級	(1) <u>主任</u> の職務 (2) 副主任の職務
5 5級	(1) (略) (2) <u>看護主査</u> の職務 (3) <u>主査</u> の職務
(略)	

別表第4 (略)

ア 給料の調整額の適用区分表

職員	調整数
<u>がんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員 (副院長、看護部長及び副看護部長を除く。)</u>	1

イ (略)

別表第5 (略)

管理職手当支給額表

職	区分
(略)	
事務局長 (がんセンター事業職給料表適用)	<u>2種</u>
(略)	

別表第5の2 (略)

ア がんセンター事業職給料表の適用を受け

る職員			る職員		
職務の級	区分	管理職手当の額	職務の級	区分	管理職手当の額
<u>9級</u>	<u>1種</u>	<u>130,300円</u>	<u>8級</u>	<u>2種</u>	<u>108,100円</u>
6級	(略)		6級	(略)	
イ～ウ (略)			イ～ウ (略)		

(静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部改正を改正する規程の一部改正)

第2条 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成18年静岡県がんセンター局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成23年静岡県がんセンター局管理規程第6号）の施行の日においてがんセンター事業職給料表、がんセンター研究職給料表、がんセンター医療職給料表(2)及びがんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に100分の99.55を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成23年静岡県がんセンター局管理規程第6号）の施行の日においてがんセンター事業職給料表、がんセンター研究職給料表、がんセンター医療職給料表(2)及びがんセンター医療職給料表(3)の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に100分の99.55を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、<u>平成26年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。